

介護福祉士実務者研修 受講資金貸付制度

資格取得を
学費の面から
サポートします。

～働きながら資格を取りたいあなたに～



「介護福祉士実務者研修受講資金貸付制度」は、働きながら介護福祉士を目指す人の修学を支援するため、修学資金の貸付けを行う国の制度です。

貸付額 **20 万円** (授業料、実習費、受験手数料等)

※貸付けは無利子です。

介護福祉士等の業務に2年間従事したときは、貸付金の返還が全額免除されます。

【お問合せ・申請先】

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 福祉経営支援部

岩手県盛岡市三本柳8地割1番3 電話 019-637-9611

介護福祉士実務者研修受講資金貸付制度の概要

この制度は、働きながら介護福祉士資格の取得を目指す人を支援するために国が修学資金の貸付けを行い、質の高い介護福祉士を養成することを目的としています。

貸付対象	実務者研修施設に在学し、卒業後、岩手県内で介護福祉士として介護・相談援助等の業務に従事しようとする方が対象になります。
貸付期間	原則として養成施設等に在学する期間とします。 ※対象となる養成施設等についてはお問い合わせください。
申請の流れ	<p>※実務者研修（通信教育含む）の修了日まで、貸付けの申請をしてください。</p> <pre>graph LR; A[養成施設] -- ①受講申込 --> B[ご本人]; B -- ②受講決定推薦 --> C[県社協]; C -- ③受講決定のち貸付申請 --> D[県社協]; D -- ④審査・決定 --> E[県社協];</pre>
貸付額	下記の金額を上限として貸付けます。なお、修学資金は養成施設等の授業料、実習費、教材費のほか、参考図書、学用品、交通費等も貸付けの対象となります。 貸付上限額 200,000 円 ※貸付けには審査がありますので、お断りする場合や希望額どおりの貸付額に満たない場合もあります。
返 還	養成施設を途中で退学した場合、所定の期間に介護福祉士として、介護の業務を辞めた場合（介護職等の業務に従事しなかった場合）、原則貸付金を返還しなければなりません。
免 除	養成施設等を卒業し、資格を取得した日から1年以内に岩手県内で介護福祉士として就職し、原則として2年間業務した場合は、返還が免除されます。
貸付予定	30名程度を予定

【貸付けに関するお問合せ先】

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 福祉経営支援部
電話 019-637-9611